

## 2月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 (11日はお休み)	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)	
司法書士相談	12日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	20日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	14日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	19日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	4日(火)・12日(水)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士)※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	19日(水)	14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせは子ども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	4日(火) 21日(金)	14:30~16:30 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性の ための	フェミニスト相談	5日・12日・26日(水) 8日(土)	11:00~15:40 10:00~14:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	14日・28日(金)	13:00~16:00		

### 消費生活センター ぐらしの豆知識

問 消費生活センター (☎823-3928)

#### 一人で悩まず、気軽に相談を

インターネット通販で購入した商品が届かない、スマートフォンに身に覚えのない請求があった、エステティックサロンで脱毛をしたらやけどをしたなどの消費者トラブルが若者にも多く起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。今回は消費生活センターでの相談方法などについて紹介します。

#### Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」、「製品を使ってけがをした」などの消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。

#### Q2 電話相談はできますか？

可能です。☎029-823-3928、または局番なしの「188」におかけください。居住地の消費生活センターなどにつながります。来所での相談も可能です。

#### Q3 料金はかかりませんか？また、秘密は守られますか？

相談は無料ですが、電話での相談の場合、通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。